

第 6 条（紹介手数料の発生及び支払）

1. 甲らは、採用決定者との間で雇用契約を締結し、採用決定者が甲らに入職したときは、本件業務の対価(以下「紹介手数料」という。)として、採用決定者 1 名ごとに、当該採用決定者の理論年収の○%を乙に支払うものとする。
2. 前項の理論年収とは、採用決定者に対し明示した月額賃金(通勤手当・超過手当等を除く)の 12 ヶ月分と、前年度の甲らの支給実績に基づく想定賞与額(但し、当該年度において大幅に変動しうる要因がある場合には、前年度実績にこれらの要因を加味して決定するものとする。)を合算した金額をいう。
3. 甲らは、第 1 項に定める紹介手数料を、採用決定者の入職月の翌月末日(同日が金融機関の休業日に該当する場合はその前営業日)までに、別途消費税及び地方消費税相当額を加算し、乙の指定する銀行口座へ振込み送金の方法により支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲らの負担とする。

第 7 条（紹介手数料の返還）

1. 採用決定者が甲らに入職後、自己都合による退職又は明白な採用決定者の責めに帰すべき理由により解雇された場合(以下併せて「退職等」という。)、乙は甲らに対し、次のとおり紹介手数料を返還するものとする。但し、甲らの採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合、又は甲らの採用決定者に対する法令違反行為に起因する退職又は解雇の場合、乙は、紹介手数料の返還を要しないものとする。
入職日以後 1 ヶ月以内の退職等 紹介手数料の 100%
入職日以後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内の退職等 紹介手数料の 50%
入職日以後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内の退職等 紹介手数料の 20%
2. 甲らは、乙に対し、採用決定者の退職日又は解雇日から 1 ヶ月以内に退職の事実を書面により通知するものとする。甲らが期限までに通知をしない場合、甲らの紹介手数料の返還請求権は発生しないものとする。
3. 乙は、前項の通知を受けた月の翌月末日(同日が金融機関の休業日に該当する場合はその前営業日)までに、甲らの指定する銀行口座に振り込む方法により紹介手数料を返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。